

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

○感染予防と健康管理について

1. 基本的な感染対策

- (1) まめに石けんを使用した手洗い、手指消毒をする
- (2) マスクを着用し、咳エチケットを徹底する
- (3) 3密を避ける
- (4) こまめに室内の換気を行う
- (5) 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空け、会話をする際は可能な限り真正面を避ける
- (6) 特に外出中は、手で目・鼻・口等に触れないようにする
- (7) 帰宅したらすぐに手や顔を洗う

2. 健康管理

- (1) 本校が配布する「検温表」を使用し、体温測定・健康チェックを行う
- (2) 体調不良の場合は学校へ連絡する

3. 校内での生活

- (1) マスクを着用する
- (2) 登校前に検温し、検温表を持参する
- (3) 登校したら手洗い、手指消毒をする
- (4) 授業時間・休憩時間を問わず、3密にならないよう十分注意する
- (5) エレベーターの使用は4名までとする
- (6) 授業の前後に、使用教室の机や椅子、パソコン等を各自が消毒するとともに全体を清掃する
- (7) 使用教室のドアノブ、照明・エアコンのスイッチ等を消毒する
- (8) 特別教室（介護実習室、コンピュータ室、図書室等）の利用は予約制とする
- (9) 昼食は各自が割り当てられた教室の座席で取り、向き合っただけの食事は行わず、会話は控える

○新型コロナウイルス感染が疑われる症状

1. 症状

- (1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- (2) 糖尿病や心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- (3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - ※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。
症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。（解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○感染、あるいは感染が疑われる場合の対応

1. 発熱または風邪の症状がある場合

発熱、または風邪のような症状（咳、喉の痛み、頭痛、倦怠感など）がある場合は登校を見合わせてください。症状が消失してから2日間は自宅休養してください。

2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

学校保健安全法施行規則第19条1項により、学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、治癒するまで登校停止となります。医療機関の指示に従い、治療に専念してください。

3. 濃厚接触者となった場合

学生本人が感染者の濃厚接触者として特定された場合、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者との最終接触日から原則14日間は出席停止となります。不要不急の外出は控え、保健所の指示に従ってください。

※[感染症に関する相談窓口](#)（山梨県のホームページへリンクします）

○出欠の取り扱いについて

「○感染、あるいは感染が疑われる場合の対応」1～3に該当する場合は、登校停止となります。

登校停止となった期間の「欠席」については、学生の皆さんに不利益が生じないように取り扱います。

登校停止期間終了後は、「欠席届」を事務室まで提出してください。